官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十二条第七項の規定に基づき認定資金決済事業者協会の規則を指定する件（金融庁五二）　一
○電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十九条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する規則を定める件（同五三）　二
〔その他告示〕
○構造改革特別区域計画を認定した件（内閣府七七～八四）　一
○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（同八五～八八）　二
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産五七六～五八三）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（経済産業六四）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通二八七、二八九、二九四、二九五）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同二八八、二九一）　五
○直轄砂防工事を施行する件（同二九〇）　五
○一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件（同二九二）　六
○Lloyd's Register Group Limitedから登録事項の変更の届出があった件（同二九三）　六
○道路に関する件（関東地方整備局一四六～一四八）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局六〇～六二）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
法務省　公安審査委員会　最高裁判所　八
〔褒賞〕　八
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　一〇
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一〇
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一〇
労働
最低工賃の改正決定に関する公示（岩手労働局最低工賃公示一、埼玉同一）　一〇
〔公告〕
諸事項
官庁
第三者所有物の没収、隊員の懲戒処分、退職手当支給制限処分関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　三
会社その他　三〇

法規的告示

○金融庁告示第五十二号

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十二条第七項の規定に基づき、認定資金決済事業者協会の規則を次のように指定する。

令和七年四月十日

金融庁長官　井藤　英樹

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十二条第七項に規定する金融庁長官の指定する認定資金決済事業者協会の規則は、「電子決済手段信用取引に関する規則」（一般社団法人日本暗号資産等取引業協会）とする。

○金融庁告示第五十三号

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第三十九条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する規則を次のように指定する。

令和七年四月十日

金融庁長官　井藤　英樹

電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第三十九条第一項に規定する金融庁長官の指定する規則は、日本公認会計士協会「電子決済手段等取引業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針（業種別委員会実務指針第七十四号）」とする。

その他告示

○内閣府告示第七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、令和七年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、同条第十二項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

内閣総理大臣　石破　茂

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新庄市

二　構造改革特別区域の名称　新庄藩どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　新庄市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、令和七年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、同条第十二項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

内閣総理大臣　石破　茂

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大田原市

二　構造改革特別区域の名称　おおたわら果実酒特区

三　構造改革特別区域の範囲　大田原市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、令和七年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、同条第十二項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

内閣総理大臣　石破　茂

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　立川市

二　構造改革特別区域の名称　立川市児童発達支援センター給食搬入特区

三　構造改革特別区域の範囲　立川市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（九三九）

○内閣府告示第八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、令和七年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、同条第十二項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

内閣総理大臣　石破　茂

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　横浜市

二　構造改革特別区域の名称　横浜ワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　横浜市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、令和七年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、同条第十二項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

内閣総理大臣　石破　茂

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　広島県世羅郡世羅町

二　構造改革特別区域の名称　世羅町たすきでつなぐ給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　広島県世羅郡世羅町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、令和七年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、同条第十二項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

内閣総理大臣　石破　茂

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　伊予市

二　構造改革特別区域の名称　伊予市安全で安心な公立保育所等の給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　伊予市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）、公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業（二〇〇一）

○内閣府告示第八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、令和七年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、同条第十二項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

内閣総理大臣　石破　茂

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　うきは市

二　構造改革特別区域の名称　そよかぜ奏でる魅惑のフルーツ王国うきは　果実酒・リキュール特区

三　構造改革特別区域の範囲　うきは市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、令和七年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、同条第十二項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

内閣総理大臣　石破　茂

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大分県

二　構造改革特別区域の名称　大分県地域中核人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　大分県の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業（八三六）

○内閣府告示第八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を令和七年三月二十八日付けで認定したので、同法第六条第二項で準用する同法第四条第十二項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

内閣総理大臣　石破　茂

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県

二　構造改革特別区域の名称　元気いっぱいちば障害児給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　千葉県の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（九三九）

○内閣府告示第八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第四百八十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を令和七年三月二十八日付けで認定したので、同法第六条第二項で準用する同法第四条第十二項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

内閣総理大臣　石破　茂

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福井県丹生郡越前町

二　構造改革特別区域の名称　越前町すくすく給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　福井県丹生郡越前町の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百九十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を令和七年三月二十八日付けで認定したので、同法第六条第二項で準用する同法第四条第十二項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

内閣総理大臣　石破　茂

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　相生市
二　構造改革特別区域の名称　海と森と人が輝く相生市教育特区
三　構造改革特別区域の範囲　相生市の全域
四　変更後において実施しようとするその実施を促進することができる特定事業の名称（番号について は、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　学校設置会社による学校設置事業（八―六）

○内閣府告示第八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、令和七年三月二十八日付けで認定したので、同法第四条第一項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

内閣総理大臣　石破　茂

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　熊本県
二　構造改革特別区域の名称　熊本県高度人材育成・確保特区
三　構造改革特別区域の範囲　熊本県の全域
四　変更後において実施しようとするその実施を促進することができる特定事業の名称（番号について は、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業（八―六）

○農林水産省告示第五百七十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年七月二日に消滅したものとみなされる。

令和七年四月十日

農林水産大臣　江藤　拓

1　登録番号　第29718号
2　登録年月日　令和５年６月29日
3　農林水産植物の種類
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.
4　登録品種の名称　DARGANGLS
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Danziger Dan Flower Farm
Moshav Mishmar Hashiva, 5029700, Israel

1　登録番号　第29719号
2　登録年月日　令和５年６月29日
3　農林水産植物の種類
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.
4　登録品種の名称　PLARG1515
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Plantinova SL
Rafael Martinez Valls, 16　08348 Cabrils, Barcelona, Spain

○農林水産省告示第五百七十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年七月五日に消滅したものとみなされる。

令和七年四月十日

農林水産大臣　江藤　拓

1　登録番号　第21818号
2　登録年月日　平成24年７月４日
3　農林水産植物の種類
Aralia elata (Miq.) Seem.
4　登録品種の名称　写波の銀次郎
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
徳島県
徳島県徳島市万代町１丁目１番地

1　登録番号　第21839号
2　登録年月日　平成24年７月４日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　Evera221
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地

○農林水産省告示第五百七十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年七月十日に消滅したものとみなされる。

令和七年四月十日

農林水産大臣　江藤　拓

1　登録番号　第24386号
2　登録年月日　平成27年７月９日
3　農林水産植物の種類
Bidens L.
4　登録品種の名称　プチチェリー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
浅野寿晴
岐阜県岐阜市日置江323

1　登録番号　第24387号
2　登録年月日　平成27年７月９日
3　農林水産植物の種類
Bidens L.
4　登録品種の名称　ストロベリーミルク
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
浅野寿晴
岐阜県岐阜市日置江323

1　登録番号　第27991号
2　登録年月日　令和２年７月９日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　ARCAMPEX
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Van Zanten Breeding B.V.
Lavendelweg 15, 1435EW, Rijsenhout The Netherlands

1　登録番号　第28001号
2　登録年月日　令和２年７月９日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　Fimmerdapur
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Dummen Group B.V.
Coldenhovelaan 6, 2678PS De Lier, The Netherlands

1　登録番号　第28026号
2　登録年月日　令和２年７月９日
3　農林水産植物の種類
Flammulina velutipes (Fr.) Sing.
4　登録品種の名称　チクマッシュT-044
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社千曲化成
長野県千曲市大字内川1101番地

○農林水産省告示第五百七十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年七月十二日に消滅したものとみなされる。

令和七年四月十日

農林水産大臣　江藤　拓

1　登録番号　第20884号
2　登録年月日　平成23年７月11日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　Evera186
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地

1　登録番号　第29295号
2　登録年月日　令和４年７月11日
3　農林水産植物の種類
Pelargonium zonale Group
4　登録品種の名称　SWERED
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Elsner pac Jungpflanzen GbR
Kipsdorfer Str. 146, 01279 Dresden, Germany

1　登録番号　第29296号
2　登録年月日　令和４年７月11日
3　農林水産植物の種類
Pelargonium zonale Group
4　登録品種の名称　PACDAZZ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Elsner pac Jungpflanzen GbR
Kipsdorfer Str. 146, 01279 Dresden, Germany

○農林水産省告示第五百八十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年七月十七日に消滅したものとみなされる。

令和七年四月十日

農林水産大臣　江藤　　拓

1　登録番号　第29786号
2　登録年月日　令和５年７月14日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　精あきまゆ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第29802号
2　登録年月日　令和５年７月14日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　セイセレナイト
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

○農林水産省告示第五百八十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年七月十九日に消滅したものとみなされる。

令和七年四月十日

農林水産大臣　江藤　　拓

1　登録番号　第26112号
2　登録年月日　平成29年７月18日
3　農林水産植物の種類
Geranium L.
4　登録品種の名称　BREMDREAM
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Alan Bremner
Bendigo, St Ola, Kirkwall, KW15 ISX Orkney United Kingdom

○農林水産省告示第五百八十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年七月二十六日に消滅したものとみなされる。

令和七年四月十日

農林水産大臣　江藤　　拓

1　登録番号　第23470号
2　登録年月日　平成26年７月25日
3　農林水産植物の種類
Dendrobium Sw.
4　登録品種の名称　ララハッピー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社山本デンドロビューム園
岡山県岡山市南区浜野１丁目12番30号

1　登録番号　第23472号
2　登録年月日　平成26年７月25日
3　農林水産植物の種類
Dendrobium Sw.
4　登録品種の名称　ニューアンジュ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社山本デンドロビューム園
岡山県岡山市南区浜野１丁目12番30号

1　登録番号　第23476号
2　登録年月日　平成26年７月25日
3　農林水産植物の種類
Dioscorea L.
4　登録品種の名称　岐阜　さろ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
増田文雄
岐阜県揖斐郡池田町片山2358番地

1　登録番号　第23496号
2　登録年月日　平成26年７月25日
3　農林水産植物の種類
Wrightia antidysenterica (L.) R. Br.
4　登録品種の名称　カオヤイ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジッポー
静岡県磐田市東貝塚80番地

○農林水産省告示第五百八十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年七月二十七日に消滅したものとみなされる。

令和七年四月十日

農林水産大臣　江藤　　拓

1　登録番号　第21866号
2　登録年月日　平成24年７月26日
3　農林水産植物の種類
Sorghum Moench
4　登録品種の名称　華青葉
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
長野県
長野県長野市大字南長野字﨑下692―２

1　登録番号　第26932号
2　登録年月日　平成30年７月26日
3　農林水産植物の種類
Limonium Mill.
4　登録品種の名称　フジミサムライブルー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
住化農業資材株式会社
大阪府大阪市中央区高麗橋４丁目６番17号

1　登録番号　第26934号
2　登録年月日　平成30年７月26日
3　農林水産植物の種類
Limonium Mill.
4　登録品種の名称　08LPS7
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Green Harvest Pacific Ltd.
245 Bremner Road, RD2, Drury 2578, New Zealand

○経済産業省告示第六十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第一号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件）の全部を次のように改正し、令和七年四月十日から適用する。

令和七年四月十日

経済産業大臣　武藤　容治

災害名	地域		指定の期間
低気圧と前線による大雨に伴う災害	石川県	輪島市 珠洲市	令和六年九月二十一日から令和七年七月二十九日まで

○国土交通省告示第二百八十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
市之倉川

二　砂防法第二条の土地の表示
岐阜県多治見市笠原町字梅平の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°17′30.5786″	137°08′32.7211″
2	35°17′30.0261″	137°08′33.0775″
3	35°17′29.7535″	137°08′33.0732″
4	35°17′29.4920″	137°08′33.2657″
5	35°17′31.2640″	137°08′30.8931″
6	35°17′31.2855″	137°08′31.0340″
7	35°17′31.1892″	137°08′31.6020″
8	35°17′30.6879″	137°08′32.2089″

○国土交通省告示第二百八十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ムヅカシ沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県下伊那郡松川町大島の区域内の土地のうち、次の一点から六点までを順次結んだ線及び一点と六点を昭和四十一年建設省告示第二千八百二十九号で指定した片桐松川に掲げる土地の境界に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°37′33.4617″	137°51′14.1672″
2	35°37′31.9757″	137°51′12.0466″
3	35°37′36.9197″	137°51′04.5770″
4	35°37′36.3219″	137°50′59.3201″
5	35°37′37.2952″	137°50′58.9526″
6	35°37′39.1662″	137°51′02.5284″

○国土交通省告示第二百八十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ジコク沢二

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十七年国土交通省告示第百号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

山形県最上郡金山町大字中田

字外ノ沢山　六〇四番

六〇四番三

字外ノ沢　二八番二

二八番七

一号から十号まで、十九号から二十三号まで、二十六号から三十号まで、四十四号及び四十五号

十一号から十八号まで、二十四号及び二十五号

三十一号から三十五号まで及び四十号から四十三号まで

三十六号から三十九号まで

○国土交通省告示第二百九十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　ジコク沢二

令和七年国土交通省告示第二百八十九号で指定した土地の区域

○国土交通省告示第二百九十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

不動沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県最上郡金山町大字中田

字外ノ沢山　五八九番一

一号から四十号まで及び四十六号から五十一号まで

字外ノ沢　三五番七

四十一号から四十四号まで

三六番三

四十五号

○国土交通省告示第二百九十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十条第七項及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）附則第六条第三項において準用する同法第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第七項及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律附則第六条第三項において準用する同法第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和七年四月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

(一)　代表者の氏名の変更

変更前	坂下　広朗
変更後	菅　勇人

(二)　変更年月日　令和七年三月二十一日

○国土交通省告示第二百九十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染等防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、Lloyd's Register Group Limitedから登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項及び海洋汚染等防止法第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和七年四月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

Lloyd's Register Group Limitedから登録事項の変更の届出があった件

一　横浜テクニカルサポートオフィスの変更

(一)　事業所の名称の変更

変更前	横浜テクニカルサポートオフィス
変更後	グローバルテクニカルサポートオフィス

(二)　変更年月日　令和六年七月一日

二　Marine & Offshoreの廃止

(一)　事業所の名称及び所在地

名　称	所　在　地
Marine & Offshore	Southampton Boldrewood Innovation Campus, Burgess Road, Southampton, SO16 7QF, UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND

(二)　廃止年月日　令和六年七月一日

○国土交通省告示第二百九十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

嶽川第二

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

佐賀県唐津市浜玉町平原

字藤ノ谷　甲四二八六番一　一号
甲四二一七番一　二号
甲四二八八番二　三号
甲四二八四番二　四号
甲四二七五番　六号
甲四二七五番　七号
地先道路敷
甲四三三九番一　五号
字上妙

○関東地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十日

その関係図面は、令和七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　岩﨑　福久

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百五十七号　船橋市栄町二丁目六番五地先から同市西浦二丁目七番五地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月十日

○関東地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　岩﨑　福久

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
足利市久保田町字吉次塚四九八番一から同市久保田町字島合三一〇番一まで	前	三四・〇〇～四九・〇〇メートル	二四〇キロメートル
	後	三四・〇〇～三四・五〇メートル	〇・二四〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○国土交通省告示第二百九十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

野郭川第二

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

佐賀県唐津市七山木浦

字野郭　一六八六番一　一号
一六六二番　二号
一六五八番二　三号
一六四九番　四号
一六四四番一　五号
一六四六番　六号及び七号
一七〇二番　八号
一六九九番一　九号

○関東地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　岩﨑　福久

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
調布市布田二丁目一番一から同市布田一丁目一七番七まで	前	一八・二六～一八・二六メートル	二キロメートル
	後	一八・二六～二五・二二メートル	〇・三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福知山市三和町菟原下小字柏田八一二八番一から同市三和町菟原下小字柏田八一二八番二まで	前	一八・〇一～一九・六三メートル	一六キロメートル
	後	一六・二五～二二・九八メートル	〇・〇一六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福知山市字上小田小字八幡一六八三番から同市字上小田小字八幡一六八四番一まで	前	九・六七～一七・一九メートル	〇・〇五三キロメートル
	後	一一・三一～一七・七五メートル	〇・〇五三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

九　号　福知山市字上小田小字八幡一六八三番から同市字上小田小字八幡一六八四番一まで　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月十日

国会事項

衆議院

議案送付

四月八日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

港湾法等の一部を改正する法律案

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案

質問書提出

四月八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

仮装身分捜査に関する質問主意書（藤原規眞提出）

答弁書受領

四月八日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員八幡愛提出障害児家庭における母子家庭の割合に関する質問に対する答弁書

衆議院議員屋良朝博提出沖縄県の離島からの住民避難・受入れに係る取組に関する質問に対する答弁書

報告書受領

四月八日内閣を経由して総務大臣村上誠一郎から、次の報告書を受領した。

放送法第七十一条第三項の規定に基づく日本放送協会令和七年度暫定収支予算、事業計画及び資金計画についての報告

又同日内閣を経由して経済産業大臣武藤容治から、次の報告書を受領した。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の三第九項、第三条第十項、第五条第九項において準用する同条第八項及び第十五条の十三第四項において準用する第二条の三第九項の規定に基づく調達価格等に関する報告

参議院

議事日程

四月九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十二号

令和七年四月九日（水曜日）

午前十時開議

第一　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

四月八日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

港湾法等の一部を改正する法律案（閣法第一三号）

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第五号）

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案（閣法第五六号）

また、同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案（閣法第四号）

質問主意書提出

四月八日議員から次の質問主意書が提出された。

中国の反スパイ法等に基づく日本人及び在日中国人の拘束事案に係る危機意識の喚起と政府対応に関する質問主意書（神谷宗幣提出）（第九一号）

高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に関する質問主意書（浜田聡提出）（第九二号）

医療保険料が児童手当の財源となっていることの妥当性等に関する質問主意書（浜田聡提出）（第九三号）

答弁書受領

四月八日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員石垣のりこ提出選択的夫婦別姓が家族の一体性を損なうという主張に関する質問に対する答弁書（第七二号）

参議院議員浜田聡提出東京都が委託団体からの国庫補助金の一部「返還」を「納入」と表現していること等に関する質問に対する答弁書（第七三号）

参議院議員浜田聡提出第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話において言論空間における政府による言論規制を取り決めたとの指摘に関する質問に対する答弁書（第七四号）

参議院議員浜田聡提出混合診療の解禁に関する質問に対する答弁書（第七五号）

報告書提出

四月八日委員長から次の報告書を提出した。

道路法等の一部を改正する法律案（閣法第一二号）審査報告書

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案（閣法第二三号）審査報告書

報告書受領

四月八日内閣を経由して総務大臣から、放送法第七十一条第三項の規定に基づく日本放送協会令和七年度暫定収支予算、事業計画及び資金計画についての報告を受領した。

また、同日内閣を経由して経済産業大臣から、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の三第九項、第三条第十項、第五条第九項において準用する同条第八項及び第十五条の十三第四項において準用する第二条の三第九項の規定に基づく調達価格等に関する報告を受領した。

人事異動

法務省

（名古屋地方検察庁検事）検事　片尾すみれ

（仙台地方検察庁古川支部長）

同　昆野　明子

東京地方検察庁検事に配置換する（各通）

（名古屋地方検察庁検事）同　上ノ町秀作

大阪地方検察庁検事に配置換する（以上三月二十七日）

（東京高等検察庁検事）検事　田澤奈津子

（同）同　武藤　京子

辞職を承認する（各通）（三月三十日）

上田　竹志　川嶋　隆憲　栗田　昌裕

佐瀬　裕史　渡辺　達徳

令和七年司法試験予備試験考査委員に任命する任期は令和八年二月二十八日までとする（各通）

安村　勉

令和七年司法試験考査委員を免ずる

令和七年司法試験予備試験考査委員を免ずる（以上三月三十一日）

（東日本成人矯正医療センター長）法務技官　奥村　雄介

国家公務員法第八十一条の七第二項の規定による勤務延長の期限の到来により令和七年三月三十一日限り退職

（北海道地方更生保護委員会委員）地方更生保護委員会委員　木村　敏章

（関東地方更生保護委員会委員）同　石渡　茂雄

（近畿地方更生保護委員会委員）同　岡村　理恵

（中国地方更生保護委員会委員）同　竹内　吉和

（中国地方更生保護委員会委員）同　椿　百合子

（九州地方更生保護委員会委員）同　本多　誠

更生保護法第十八条の規定による任期の満了により令和七年三月三十一日限り退職（各通）

（札幌法務局長）法務事務官　中村　誠

（仙台法務局長）同　古谷　剛司

（仙台法務局民事行政部長）同　福島　司

（山形地方法務局長）同　本間与志雄

（宇都宮地方法務局長）同　関口　正木

（前橋地方法務局長）同　大宮由紀枝

（さいたま地方法務局長）同　三宅　義寛

（千葉地方法務局長）同　蔦　啓一郎

（長野地方法務局長）同　谷田部　浩

（静岡地方法務局長）同　宗野有美子

（岐阜地方法務局長）同　竹内　秀明

（大津地方法務局長）同　松尾　力実

（広島法務局長）同　篠原　辰夫
（広島法務局民事行政部長）同　沼田　政行
（鳥取地方法務局長）同　松村　亮
（岡山地方法務局長）同　横山　紫穂
（山口地方法務局長）同　中島　仁志
（高松法務局長）同　相原　茂
（熊本地方法務局長）同　林　健児
（那覇地方法務局長）同　山内　恵
（最高検察庁事務局長）検察事務官　江平　博
（東京高等検察庁事務局長）同　碁一　孝
（東京地方検察庁事務局長）同　小倉　栄次
（横浜地方検察庁事務局長）同　佐藤　聖也
（さいたま地方検察庁事務局長）同　岡本　裕
（宇都宮地方検察庁事務局長）同　宮田　淳
（静岡地方検察庁事務局長）同　柴田　竹広
（大阪地方検察庁事務局長）同　森藤　秀章
（京都地方検察庁事務局長）同　和泉　秀樹
（神戸地方検察庁事務局長）同　渡辺　寿雄
（名古屋地方検察庁事務局長）同　二村　知典
（広島高等検察庁事務局長）同　小林　宏治
（広島地方検察庁事務局長）同　猪木　敏訓
（福岡地方検察庁事務局長）同　中村　博文
（熊本地方検察庁事務局長）同　髙木　良嗣
（鹿児島地方検察庁事務局長）同　上野　和彦
（仙台高等検察庁事務局長）同　一法師靖之
（仙台地方検察庁事務局長）同　谷村　均
（札幌地方検察庁事務局長）同　粟崎　伸之
（高松地方検察庁事務局長）同　浅野　剛司
（仙台矯正管区長）法務事務官（月形刑務所長）同　関　雅義
（駿府学園長）法務教官（大分少年院長）同　小松　一俊
（さいたま少年鑑別所長）法務技官　西谷　洋
（千葉少年鑑別所長）同　小柴　直樹
（東京少年鑑別所長）同　井上　和則
（東京西少年鑑別所長）同　内山　八重
（京都少年鑑別所長）同　吉田　智子
（神戸少年鑑別所長）同　川島　ゆか
（岡山少年鑑別所長）同　渕上　康幸
（関東地方更生保護委員会委員）　村中　隆
地方更生保護委員会委員　渡邉　進
（同）同　新里　英男
（中部地方更生保護委員会委員長）同　武藤　久夫
（札幌保護観察所長）法務事務官　原沢　和茂
（佐賀保護観察所長）同　吉原　克紀
辞職を承認する（各通）　木村　直樹
（東京地方検察庁検事法務省刑事局付）検事　**刃**（旧姓）**刀**　祐樹
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　高垣　陽平
（東京地方検察庁検事）同　昆野　明子
（同）同　池田　暁子
（同）同　天井　周平
（同）同　勢〆　裕介
（東京地方検察庁立川支部検事）同　古泉　伸彦
（水戸地方検察庁検事）同　山口　智史
（大阪高等検察庁検事）同　田中嘉寿子
（大阪地方検察庁検事）同　坂井　啓人
（京都地方検察庁検事）同　森脇　俊夫
（神戸地方検察庁検事）同　**若**井真理子
（奈良地方検察庁検事）同　松間　辰吉
（名古屋高等検察庁検事）同　髙田　浩
（名古屋高等検察庁金沢支部長）同　市原　久幸
（名古屋地方検察庁検事）同　梶川　和香
（広島高等検察庁松江支部長）同　田中　康裕
（広島地方検察庁検事）同　森野　菜雄
（大分地方検察庁検事）同　小弓場赳夫
（那覇地方検察庁検事兼福岡高等検察庁那覇支部検事）同　中村　裕史
（仙台高等検察庁公安部長）同　鈴木　敏宏
（盛岡地方検察庁検事）同　仙波周太郎
（札幌高等検察庁公安部長）同　樋口　正行
（札幌地方検察庁検事）同　上原　直美
（高松高等検察庁検事）同　江藤美紀音
（松山地方検察庁宇和島支部長）同　安倍　匠麻
辞職を承認する（各通）

（東京区検察庁総務部長）副検事　片山　徳征
（東京区検察庁道路交通部長）同　工藤　俊二
（福岡区検察庁副検事）同　鹿野　将夫
（長崎区検察庁副検事）同　冨永　倫寛
辞職を承認する（各通）（以上三月三十一日）

公安審査委員会

（公安審査委員会事務局長）法務事務官　山田　純
法務省に出向させる
人事管理官を免ずる
倫理監督官を免ずる
障害者雇用推進者を免ずる
（釧路地方検察庁事務局長）検察事務官　吉原　仁
法務事務官（公安審査委員会事務局長）に転任させる
人事管理官を命ずる
倫理監督官を命ずる
障害者雇用推進者を命ずる（以上四月一日）

最高裁判所

高松高等裁判所判事・高松簡易裁判所判事　佐藤　正信
静岡家庭裁判所判事に補する
静岡家庭裁判所長を命ずる
静岡簡易裁判所判事に補する
大阪家庭裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　武田　義徳
高松高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
高松簡易裁判所判事に補する
大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　安永　武央
大阪家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
横浜地方裁判所判事兼横浜家庭裁判所判事・川崎簡易裁判所判事　田端理恵子
千葉地方裁判所判事兼千葉家庭裁判所判事・千葉簡易裁判所判事　吉田　達二
佐賀地方裁判所判事兼佐賀家庭裁判所判事・佐賀簡易裁判所判事　瀧田　佳代
仙台地方裁判所判事兼仙台家庭裁判所判事・仙台簡易裁判所判事　八巻　牧子
東京地方裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事に補する（各通）
長野地方裁判所判事補兼長野家庭裁判所判事補・佐久簡易裁判所判事　大畑　勇馬
さいたま地方裁判所判事補に補する
さいたま簡易裁判所判事に補する
山口地方裁判所判事補兼山口家庭裁判所判事補・山口簡易裁判所判事　諸井　雄佑
名古屋地方裁判所判事補に補する
名古屋簡易裁判所判事に補する
那覇家庭裁判所判事補兼那覇地方裁判所判事補・那覇簡易裁判所判事　後藤　沙彩
大阪地方裁判所判事補に補する
大阪簡易裁判所判事に補する
福岡高等裁判所民事首席書記官　古賀　元成
熊本地方裁判所事務局長　尾方　誠司
那覇地方裁判所事務局長　中里　直人
高松高等裁判所民事首席書記官　前田　正之
辞職（各通）（以上三月三十一日）

○任期終了退官
判事兼簡易裁判所判事小林邦夫は三月三十一日限り任期終了

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年三月二十六日、紺綬褒章を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。

森　千恵　米田　明男
藤田　璋江　石井　克幸
生田　弘子　奥山　清
堀井　邦彦　権藤　説子
佐藤　春喜　杉浦　芳雄
一井　公子
千島　直之
宮内　賢一
鷲見和紀郎
横山　清

板倉　朋子　岸本　一夫　植竹　檀
中尾　恭子　西條早智子　國府　克治
常泉　利哉　丸尾喜代子　上田　良一
前川サト子　今江　康弘　松本　夏樹
河原　亜弓　濱島　正好　管野　伸一
吉久　洋司　櫻木　勝貴　藤原　太郎
内藤　研介

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

大韓民国人　姜　昇旭

褒章条例第一条により紺綬褒章を贈与する

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年三月二十六日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

三浦　省一　稲田　栄池　南波　秀洋
遠藤　純一　東　悦子　小田野尚之
掛川　紀夫　田尻　節子　沓澤　則雄
植田　義子　平山　雅彦

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年三月二十六日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。

杉村　克治　川島　克哉　望月　靖允
澤口　希能　澤口　景子　齋藤　光徳
吉田浩一郎　望月　宣武　油井　一人
古賀　信介　島田　康寛　西村　光彦
中島　徳造　辰野　剛　平出利惠子
大家　利夫　筒井　勝美　桂川眞佐子
内藤ゆき美　松浦　勝人　浜崎　歩
高野　友梨

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

四方　祥樹

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版四個を授ける

大韓民国人　全　炳河
同　徐　東湖

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を贈与する（各通）

坪井　良之　津島　英世

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年三月二十六日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。

喜田　啓史　牧　寛之　井谷　憲次
佐々田正徳　飯塚　真玄　中山　隼雄
金子　元久　金岡　純二　鶴岡　達也
毒島　秀行

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

福田　美蘭

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

邱　秋林

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を贈与する

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年三月二十六日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社ダイセキ
株式会社マースシステムズ東海
小太郎漢方製薬株式会社
都市クリエイト株式会社
株式会社セキノ興産
アサヒフォージ株式会社
株式会社アミパラ
一般財団法人阪大微生物病研究会
株式会社平安閣
株式会社岡三証券グループ
シンフォニア　テクノロジー株式会社
太陽石油株式会社
大分みらい信用金庫
大地みらい信用金庫
新潟冷蔵株式会社
株式会社廣澤精機製作所
株式会社畔蒜工務店
株式会社あきんどスシロー
田中産業株式会社
株式会社阪神マテリアル
株式会社ディーエスピーリサーチ
伊藤ハム株式会社
株式会社望月塗工
医療法人社団直悠会
いちご地所株式会社
吉泉産業株式会社
松野工業株式会社
株式会社システムシェアード
シフトプラス株式会社
医療法人眞仁会
一般財団法人砂防・地すべり技術センター
株式会社アイ・テック
株式会社タイカ
株式会社ＮＴＴドコモ
上新電機株式会社
株式会社新日本セキュリティ
株式会社テライ
株式会社安房綜合サービス
熊本朝日放送株式会社
安房運輸株式会社
株式会社国元商会
吉備興業株式会社
安達建設株式会社
株式会社三凌商事
株式会社パロマ
共英製鋼株式会社
株式会社クレスコ
有限会社ノーツ
株式会社半導体エネルギー研究所
株式会社新日本科学
株式会社ＪＶＣケンウッド
ジャパンソルト株式会社
ＧＡキャピタル株式会社
ｓａｎｔｅｃ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社
ゼビオホールディングス株式会社
株式会社ダイセル
株式会社日本Ｍ＆Ａセンター
株式会社熊本放送
株式会社コードタクト
株式会社うりぼう
東信工業株式会社
株式会社管野組
株式会社システックホールディングス
伸和コントロールズ株式会社
株式会社シマノ
三友プラントサービス株式会社
ゼロワットパワー株式会社
ヤナイホールディングス株式会社
イオン株式会社
株式会社フルヤ金属
さくら電機産業株式会社
一般財団法人トナミホールディングス松寿会
東亜建設工業株式会社
日本曹達株式会社
株式会社北陸銀行
道路工業株式会社
新日本薬業株式会社
ＳＥＣカーボン株式会社
株式会社太平エンジニアリング
一般財団法人森記念製造技術研究財団
兵庫パルプ工業株式会社
アイ・ケイ・ケイ株式会社
株式会社東銀リアルエステート
株式会社ヨドバシカメラ
株式会社マナビス
大和リビング株式会社
大山株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

木村化工機株式会社

公益財団法人イオンワンパーセントクラブ

褒章条例第二条により褒状二枚を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年三月二十六日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故本澤清治遺族　本澤　尚子
故小林貢遺族　小林　淑子
故徳本道輝遺族　徳本　達郎

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年三月二十六日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故村田理如遺族　村田　昌子
故竹田光彦遺族　竹田　育代
故田口英子遺族　佐藤　淳

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける（各通）

追賞賜杯

公同の事務に勤勉したので、令和七年三月二十六日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故伊藤光史遺族　伊藤　純子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、四月七日午前九時三十九分御出門、御視察のため、東京都小笠原村硫黄島へ行幸啓、午後九時三十四分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

令和７年４月10日

農林水産大臣　江藤　拓

関東地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第１項の規定に基づき、令和七年三月二十七日に、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画【大臣管理区間】を変更したので、同条第六項の規定に基づき、変更した旨を公表する。

令和七年四月十日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和７年４月10日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

道路の種類	路線名	区間
一般国道	20号	八王子市大船町1020番から同市館町1097番229までの上下線

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十九号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
長野県東筑摩郡生坂村八七八八番１から同村八七九一番１まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年四月十一日

(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年四月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月十日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十九号
(三) 占用を制限する区域

区域	備考
長野市信州新町日原西字中村二一六一番四から同市信州新町日原西字宮ノ脇二二八三番二地先まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年四月十一日

(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

北陸地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第１項の規定に基づき、令和七年三月十九日に、関川水系河川整備計画【大臣管理区間】を変更したので、同条第六項の規定に基づき公表する。

令和七年四月十日

北陸地方整備局長　髙松　諭

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

岩手労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、岩手県電気機械器具製造業最低工賃（令和３年岩手労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和７年４月10日

岩手労働局長　白石　好春

１　適用する家内労働者　岩手県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
リード線の曲げ	2本のリード線について行うもの	1個につき	54銭
リード線の切り	2本のリード線について行うもの	1個につき	60銭

電子部品（印刷回路基板に用いるものに限る。）	コイルの巻線（巻線機を使用するものに限る。）	ボビン径が30ミリメートル以内、線径が0.8ミリメートル以下の導線で、かつ、巻数25回以下のもの	１個につき　２円60銭
	コイルのからげ	線径0.05ミリメートル以上0.2ミリメートル以下の導線を、端子２本にそれぞれ２回以上からげるもの	１個につき　１円90銭
	コンデンサーの外観検査	素地のキズ、汚れ、リード線の曲がりの検査をバラ状で行うもの	１個につき　８銭
ワイヤーハーネス	コネクター端子差し（電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。）	自動車用で、電線の長さが２メートル以下のもの	１端子につき　37銭
		自動車用以外のもので、電線の長さが２メートル以下のもの	１端子につき　32銭
	チューブ通し（電線の被覆を保護するため電線を丸チューブに通し入れることをいう。）	自動車用で、チューブの長さが50センチメートル以下のもの	チューブ１本につき　60銭
		自動車用以外のもので、チューブの長さが50センチメートル以下のもの	チューブ１本につき　51銭
トランス	手作業によるコア詰め（E・Iコアを詰め込むものに限る。）	長さが35ミリメートル以上48ミリメートル以下で、かつ、厚みが0.5ミリメートルのコアを25枚以上35枚以下の枚数詰め込むもの	１個につき　12円67銭
トランス	コア詰め（手動による鉄芯自動挿入機を使用するもの）	コアの幅が16ミリメートルで、かつ、厚みが0.35ミリメートルのものを13枚以上20枚以下に積むもの	１個につき　10円47銭
		コアの幅が48ミリメートルで、かつ、厚みが0.5ミリメートルのものを35枚以上40枚以下に積むもの	１個につき　13円08銭
電気部品（印刷回路基板に用いるものに限る。）	足曲げ	２本足のもの	１個につき　63銭
印刷回路基板	差し	２端子の部品について行うもの	１個につき　92銭
	差し及び曲げ		１個につき　１円24銭

4　効力発生の日　令和７年６月１日

埼玉労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、埼玉県電気機械器具製造業最低工賃（平成18年埼玉労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和７年４月10日　　埼玉労働局長　片淵　仁文

埼玉県電気機械器具製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　埼玉県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
リード線	穴通し（リード線を各種小型トランスの端子板へ穴通しするもの）	線径0.5ミリメートルのもの	１本につき　１円32銭
	はんだ付け（リード線と各種小型機器の端子部とについて行うもの（併せて附属作業を行うものを含む））	線径0.5ミリメートルのもの	１点につき　３円28銭

4　効力発生の日　令和７年５月10日

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産手続終結

免責許可決定

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２００８号
東京都新宿区富久町２番19号
清算株式会社　株式会社東京全通Ｃ＆Ｐ
代表清算人　若井　亜日
１　決定年月日　令和７年３月28日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第２０８６号
東京都千代田区有楽町１丁目７番１号
清算株式会社　株式会社日本ヒューマンキャリア
代表清算人　伊藤　　毅
１　決定年月日　令和７年３月28日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３００５号
大阪市北区野崎町７番８号
清算株式会社　株式会社コントラーズ
代表清算人　山本　真彦
１　決定年月日　令和７年３月31日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第２号
熊本市中央区水前寺１丁目14番16号
清算株式会社　株式会社ＡＴ清算会社
代表清算人　國米　昭吉
１　決定年月日　令和７年３月27日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
熊本地方裁判所民事第１部

特別清算終結

令和５年（ヒ）第２０９０号
東京都品川区豊町１丁目11番４号204号室
清算株式会社　株式会社ホテル・南水
１　決定年月日　令和７年３月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第２０９５号
東京都港区麻布台１丁目７番２号
清算株式会社　ケイテー・ニット株式会社
１　決定年月日　令和７年３月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第２０９６号
東京都港区麻布台１丁目７番２号
清算株式会社　株式会社ツインバード・クリエイション
１　決定年月日　令和７年３月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第２０９７号
東京都港区麻布台１丁目７番２号
清算株式会社　鹿谷繊維株式会社
１　決定年月日　令和７年３月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第２０９９号
東京都港区赤坂８丁目４番14号
清算株式会社　クラリネット株式会社
１　決定年月日　令和７年３月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１０１号
鹿児島市東千石町２番30号
清算株式会社　サニープラザ株式会社
代表清算人　新福　省一
１　決定年月日　令和７年３月26日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定認可決定後２週間以内に、資産の換価代金総額（金24万7700円）から必要な費用を控除した残額を協定債権者に支払い、残債務の免除を受ける。
２　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権者に支払う。
この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債の免除は新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
３　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。
鹿児島地方裁判所民事第３部

書面による決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画認可

小規模個人再生による再生計画不認可

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://actvm.com/

（乙）http://www.noah-i.co.jp/

令和７年４月10日

札幌市東区北十七条東一丁目六番二一号

（甲）株式会社アクティブメディカル

代表取締役　佐藤　幹雄

札幌市豊平区豊平三条十三丁目二番一号

（乙）ノアインターナショナル株式会社

代表取締役　太田　亨

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年４月10日

東京都立川市一番町六丁目一八番地の一一

合同会社Ｅｇｏａｈ

代表社員　森川　栄次

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社韓国古着の５ＷＩＮＳとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年４月10日

横浜市港北区新吉田東八丁目二番一六号一階

Ｈａｎｎａｈ合同会社

代表社員　佐藤　裕平

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＹＡＭＡＴＥホールディングスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年４月10日

横浜市中区大和町二丁目三二番地八

山手キャピタル合同会社

代表社員　河野　卓二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＬｅａｄ　Ｍｙｓｅｌｆ株式会社とします。

効力発生日は令和７年五月十二日であり、当社の総社員の同意の取得は令和７年四月四日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年四月十日

大阪市淀川区加島三丁目中二番一号ゴールドコム二〇五号室

Ｌｅａｄ　Ｍｙｓｅｌｆ合同会社

代表社員　石田名津美

組織変更公告

当農事組合法人は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和７年五月三十日です。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和７年４月10日

鳥取市良田四〇七番地一

農事組合法人良田生産組合

理事　小谷　尚己

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年４月10日

香川県高松市花園町二丁目八番二一号

労住協第一ビル一〇八号　永昌合同会社

代表社員　李　瓊

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十日

大分市長浜町二丁目二番四

合同会社ワンエイト

代表社員　薄田　夕侑

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年四月三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月十日

宮城県岩沼市南長谷字諏訪一二三番地

有限会社南設備工業所

代表取締役　小野　貴市

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二八一六万二五〇〇円（うち資本準備金とする額二八一六万二五〇〇円）減少することにいたしました。ただし、募集株式の発行により令和七年五月三十一日までに資本金の額が増額した場合は、当該募集株式の発行により増額した資本金の額は当該募集株式の発行により増額した資本金の額と同額分とします。）減少することにより、最終的な資本金の額を一億円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年九月十二日

掲載頁　三十二頁（号外第二一三号）

令和七年四月十日

東京都港区赤坂六丁目一九番四五号

株式会社エイシング

代表取締役　出澤　純一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二頁

令和七年四月十日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

Ｆｏｕｎｄａｔｉｏｎ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　今井　良典

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十四億一千九百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二頁

令和七年四月十日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

Ｆｏｕｎｄａｔｉｏｎ株式会社

代表取締役　今井　良典

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月十日

名古屋市北区光音寺町二丁目三〇番地

有限会社横井ラミネート工場

代表取締役　横井　澄好

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し六千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月十九日

掲載頁　一〇一頁（号外第三十三号）

令和七年四月十日

愛知県豊田市吉原町下細池七七番地一

ノックス電子株式会社

代表取締役　野場　基

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千四百四十七万五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://micantechnologies.com

令和七年四月十日

京都市西京区御陵大原一―三六京大桂ベンチャープラザ

マイキャン・テクノロジーズ株式会社

代表取締役　宮崎　和雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月二十日であり、株主総会の決議は令和七年三月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　紀南新聞

掲載の日付　令和七年三月二十七日

掲載頁　七頁

令和七年四月十日

和歌山県新宮市あけぼの五番五〇号

新宮ガス株式会社

代表取締役　大川　衛

資本金の額の減少公告

当社は、業務執行役員の退任に伴い持分の払戻を行うため、資本金の額を五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十日

島根県松江市北陵町一テクノアーク島根インキュベーションルーム〇四

Laughterinc合同会社

代表社員　渡部　雅樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少し、一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年五月三十一日であり、株主総会の決議は令和七年四月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　長崎新聞

掲載の日付　令和七年三月二十一日

掲載頁　十一頁

令和七年四月十日

長崎市光町一〇番一八号

株式会社アイエム

代表取締役　梁瀬八州洋

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億五千二百五十一万四千九百三十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十二月二十六日

掲載頁　二頁

令和七年四月十日

東京都港区虎ノ門二丁目三番一七号

ｐａｉｚａ株式会社

代表取締役　片山　良平

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億六百三十万三千六百二十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月十六日

掲載頁　一〇四頁（号外第二九〇号）

令和七年四月十日

岡山県玉野市宇野四丁目二五番一〇号

西日本株式会社

代表取締役　平田　啓子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十二億八千七百一万二百十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月十六日

掲載頁　一〇五頁（号外第二九〇号）

令和七年四月十日

岡山市北区柳町一丁目四番二一号

平田興産株式会社

代表取締役　平田　啓子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七億二千七百十八万二千四百九十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年四月十日

福岡県三潴郡大木町大字大藪八七一番地

株式会社タケシタホールディングス

代表取締役　竹下　義人

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千八百三十三万三千七百五十円、資本準備金の額を五千八百三十三万三千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月二十一日

掲載頁　一三一頁（号外第三十五号）

令和七年四月十日

秋田県北秋田市綴子字田中表一一番地

株式会社サクラバ

代表取締役　桜庭　辰也

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年四月三十日を基準日と定め、同日十二時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年六月十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年四月十日

広島市南区宇品海岸三丁目九番一三号

株式会社ヒロクラ

代表取締役　大塚　直子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年四月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月十日

山形県鶴岡市宝田三丁目二番四六号

東北冷蔵製氷株式会社

代表取締役　田澤　繁

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月十日

静岡県浜松市中央区高丘東三丁目一八番五号

金田工業株式会社

代表取締役　平山　智明

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月十日

岡山県津山市上田邑二八八〇番地

株式会社津山綜合木材市場

代表取締役　武本　哲郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年四月十日

佐賀市兵庫北四丁目三番一号

佐賀県食糧株式会社

代表取締役　吉田　幸弘

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき当会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年五月十九日までに当社にご提出下さい。

令和七年四月十日

兵庫県芦屋市楠町四番四―二〇四号

相互建設工業株式会社

代表取締役　並河　伸介

正　誤

ページ	段	行	誤	正
七	上	二	施設基準 〃 〃 〃 （略）	施設基準 改正後欄終りから 改正前欄 〃 （略）

令和六年九月三十日厚生労働省告示第三百六号（厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件）

（原稿誤り）

七ページ上段改正後欄終りから二行目の次に次を加える。

(1)　主として実施する医師に係る基準

①・②　（略）

（削る）

（削る）

(2)　保険医療機関に係る基準

①～⑥　（略）

（削る）

七ページ上段改正前欄終りから二行目の次に次を加える。

(1)　主として実施する医師に係る基準

①・②　（略）

③　当該療養について二年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①～⑥　（略）

⑦　当該療養について十例以上の症例を実施していること。